

## 市町受援計画策定支援業務委託仕様書

### 1 目的

西日本豪雨では、災害の初動体制時に、国の救援物資のプッシュ型支援や国及び他の地方公共団体等の人的支援を受け入れる体制が市町において整っていなかったため混乱が生じ、住民の避難所生活支援や生活再建支援がスムーズに実施できなかったという課題が報告されている。

このため、受援計画に関する市町の理解を深め、具体的な策定に向けた市町の検討を促すため、研修会の実施や市町受援計画モデル（以下「モデル」という。）を提示し、市町の受援計画策定を支援する。

### 2 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）

### 3 業務内容

業務内容は概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に県と協議の上、決定するものとする。

#### (1) 資料収集及び課題整理等

- ①モデル作成に当たっての基礎調査として、西日本豪雨の県内被災市町の実態に関する資料、受援に関する国や他自治体等の資料等を収集すること。
- ②また、収集した資料を基に、市町における受援体制の構築や受援計画の策定等に関する課題をとりまとめ、モデル作成に当たっての検討事項等を整理すること。

#### (2) 検討会の運営補助

- ①モデルの作成に当たり、委託者が有識者及び県内市町と開催予定である検討会について、(1)で取りまとめた検討事項をもとに、モデルの掲載項目案やモデル案等の検討会の資料を作成すること。
- ②また、検討会へオブザーバー参加（3回程度、愛媛県庁）すること。
- ③検討会議事録を作成すること。

#### 【留意事項】

- ・検討会資料の印刷は、委託者において行う。
- ・検討会構成員への連絡・調整、謝金・旅費の支払い、会場の確保は、委託者において行う。

#### (3) 研修会の実施

- ①市町の受援計画策定を促進するための研修会を、1回以上実施すること。
- ②なお、その内の1回は、今回作成するモデルの内容を説明する研修会と

すること。

③研修会の資料を作成すること。

**【留意事項】**

- ・研修会開催に係る人件費、旅費、印刷費等の経費は、全て委託料に含まれる。
- ・研修会の運営は、受託者において行うこと。ただし、研修会対象者への案内、会場（愛媛県庁）の確保は委託者において行う。

(4) モデルの作成

「4 成果品規格・仕様等」のとおり

(5) 打合せ協議

検討会や研修会の開催前など主要な段階で、委託者と打合せ協議（4回程度、愛媛県庁）を行うこと

#### 4 成果品規格・仕様等

成果品は概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に委託者と協議のうえ決定するものとする。

また、成果品を納める際には、委託者の検査を受け、検査において指摘された箇所は直ちに修正すること。

(1) 市町受援計画モデル製本（A4版）50部

(2) 市町受援計画モデル概要（A4版）50部

(3) データー式（CD-R等） 25枚

電子ファイルは、Microsoft Word形式またはMicrosoft Excel形式とし、併せてPDF形式も提出すること。

(4) その他

モデル策定のために収集・整理した資料で、委託者が指示する資料一式  
(紙媒体または電子ファイル) 指示する部数

#### 5 著作権等

(1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者及び第三者が本業務以前から所有している著作権については、この限りではない。

(2) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

(3) 委託者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする

る。

## 6 機密保持

- (1) 受託者は、委託者からの開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

## 7 その他

- (1) 事業実施に当たっては、知的財産権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、必要がある場合には受託者の責任において適切に権利を利用すること。
- (2) 本事業に係る第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議の上、処理するものとする。